

ＥＶ・ＰＨＶ充電インフラ整備促進事業費補助金交付要領

（趣旨）

第１条 県の交付するＥＶ・ＰＨＶ充電インフラ整備促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）及びＥＶ・ＰＨＶ充電インフラ整備促進事業実施要綱（令和 5（2023）年 3 月 28 日付け環森政第 235 号環境森林部長通知。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付の目的等）

第２条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、対象経費、その補助率及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付対象事業	対象経費	補助率	交付の相手方
ＥＶ・ＰＨＶ充電インフラ整備促進事業費補助金	2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、空白地域又は道の駅に急速充電器を整備する者に対して、補助金を交付することにより、ＥＶ・ＰＨＶを利用しやすい環境を整備し、その普及を促進することを目的とする。	要綱第 3 条に定める対象事業、補助対象経費、補助率及び補助上限額、補助対象者とする。			

（交付の申請）

第３条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、規則第 4 条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
ＥＶ・ＰＨＶ充電インフラ整備促進事業費補助金交付申請書	様式第 1 号	別表第 1 に掲げるもの	各 1	知事が別に定める日

2 提出された申請書に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、知事は、第 1 項に規定する期日にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を停止することができる。

（交付の決定）

第４条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の要件に適合すると認められるときは、交付の決定をするものとする。

- 2 規則第5条の規定に基づき補助金を交付するときの交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。
- 3 補助金を交付しないときの不交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) リース契約にて充電設備の取得及び設置工事を行う場合は、リース会社が申請者となり、補助金はリース会社に支払うこととする。リース会社は、リースの使用者（契約者）の月々のリース料金に補助金相当分の値下がりを反映させること。
- (2) 補助事業の内容の変更（規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助対象者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- (6) 補助対象者は、補助対象設備が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める法定耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、補助対象設備を処分（本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、第16条第3項の規定に基づきあらかじめ財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (7) 補助対象者は、第16条第3項の規定に基づく承認を受けた後、補助対象設備の処分をした場合において、知事の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を県に納付すること。
- (8) 補助対象者（リース契約により設置する場合は使用者）は、災害等による停電発生時に県内避難所等へ電力供給するための電動車等に対する県からの充電要請に協力するよう努めること。なお、リース契約により設置する場合は、リース契約書等にその旨を明記すること。

(軽微な変更)

第6条 前条第1項第2号に定める「軽微な変更」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工事内容の変更によるもの
 - ア ブレーカー容量の変更
 - イ 電源ケーブルのサイズの変更
 - ウ 充電設備の基礎サイズの変更
 - オ 充電スペースの変更等
 - カ 充電設備の同一敷地内での10m未満の移動

(2) 申請者の法人名称、代表者、住所、設置場所の名称など工事内容に関わらない変更によるもの

(変更の承認)

第7条 補助対象者は、規則第6条第1項第1号の規定による知事の承認を受けようとする場合は、事業内容変更承認申請書（様式第4号）を知事に1部提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認)

第8条 補助対象者は、規則第6条第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に1部提出しなければならない。

(事業実施困難等の報告)

第9条 補助対象者は、規則第6条第1項第4号に規定する事業の実施が困難等となった場合は、事業実施困難等報告書（様式第6号）を知事に1部提出しなければならない。

(実施状況の報告)

第10条 補助対象者は、知事が必要と認めて要求したときは、充電設備の設置工事の実施状況等について、様式第7号を知事に1部提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 第4条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者が、規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
EV・PHV充電インフラ整備促進事業費補助金実績報告書	様式第7号	別表第2に掲げるもの	各1	知事が別に定める日

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付要件に合致すると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により通知を受けた者が、規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき書類の名称	様式	報告書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
ＥＶ・ＰＨＶ充電インフラ整備促進事業費補助金交付請求書	様式第８号	１ 額の確定通知書の写し ２ 知事が必要と認める書類	各 １	知事が別に定める日

（概算払）

第 14 条 知事は、規則第 19 条第 1 項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払による交付することができる。

- ２ 前条の規定は、概算払に係る補助金の交付の請求について準用する。この場合において、同条の表の提出すべき書類の名称の項中、「ＥＶ・ＰＨＶ充電インフラ整備促進事業費補助金交付請求書」とあるのは「ＥＶ・ＰＨＶ充電インフラ整備促進事業費補助金概算払交付請求書」と読み替えるものとする。

（財産の管理）

第 15 条 補助対象者は、補助対象設備を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- ２ 補助対象者は、補助事業完了後、法定耐用年数の期間内に天災地変その他補助対象者の責に帰することのできない理由により、補助対象設備が毀損され、又は滅失したときは、補助対象設備毀損、滅失届（様式第 9 号）によりその旨を知事に届け出なければならない。

（財産処分の制限）

第 16 条 規則第 24 条第 1 項の規定により処分の制限を受ける財産は、補助事業により取得した充電設備及び付帯設備とする。

- ２ 同条ただし書きに規定する知事が定める期間は、事業完了後、法定耐用年数の期間とする。
- ３ 補助対象者は、前項で規定する期間内において、補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 10 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- ４ 知事は、前項の承認をしたときは、補助対象者宛て通知するものとし、当該処分により収入があった場合等必要と認める場合には、期限を定めて補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ５ 補助対象者は、前項の規定による知事の請求があったときは、知事が定める期日（以下「納付期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- ６ 前項の規定により県が補助金の返納を求めるときには、急速充電器の残存簿価相当額は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）別表第十に基づく定率法で算出する。

(交付決定の取り消し)

第 17 条 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により、又はこの要領の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件、この要領若しくは法令に違反し、又はこれらに基づく知事の請求に応じなかったとき

(補助金の返還)

第 18 条 知事は、前条の規定による取り消しをしたときは、補助対象者に通知するものとし、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定による処分に関し、知事の命令があったときは、知事の定める期日（以下「返還期限」という。）までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 補助対象者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(延滞金)

第 19 条 補助対象者は、第 16 条第 5 項の規定により、補助金の全部又は一部の納付を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、第 18 条第 2 項の規定により、補助金の全部又は一部の納付を命ぜられ、これを返還期限までに納付しなかった場合であって、知事の請求があったときは、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(証拠書類の保存)

第 20 条 規則第 23 条に定める帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌年度から法定耐用年数の期間、保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 21 条 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 6 条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 法人にあっては、役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

2 知事は、必要に応じ補助金交付を受けた者が、第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分に関しては、第18条の規定を準用する。

附 則

1 この要領は、令和5（2023）年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和8（2026）年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この要領は、令和7（2025）年4月1日から施行する。